

主催：株式会社プロフェッションネットワーク

相続事件を処理するための 税務知識と実務上の活用法

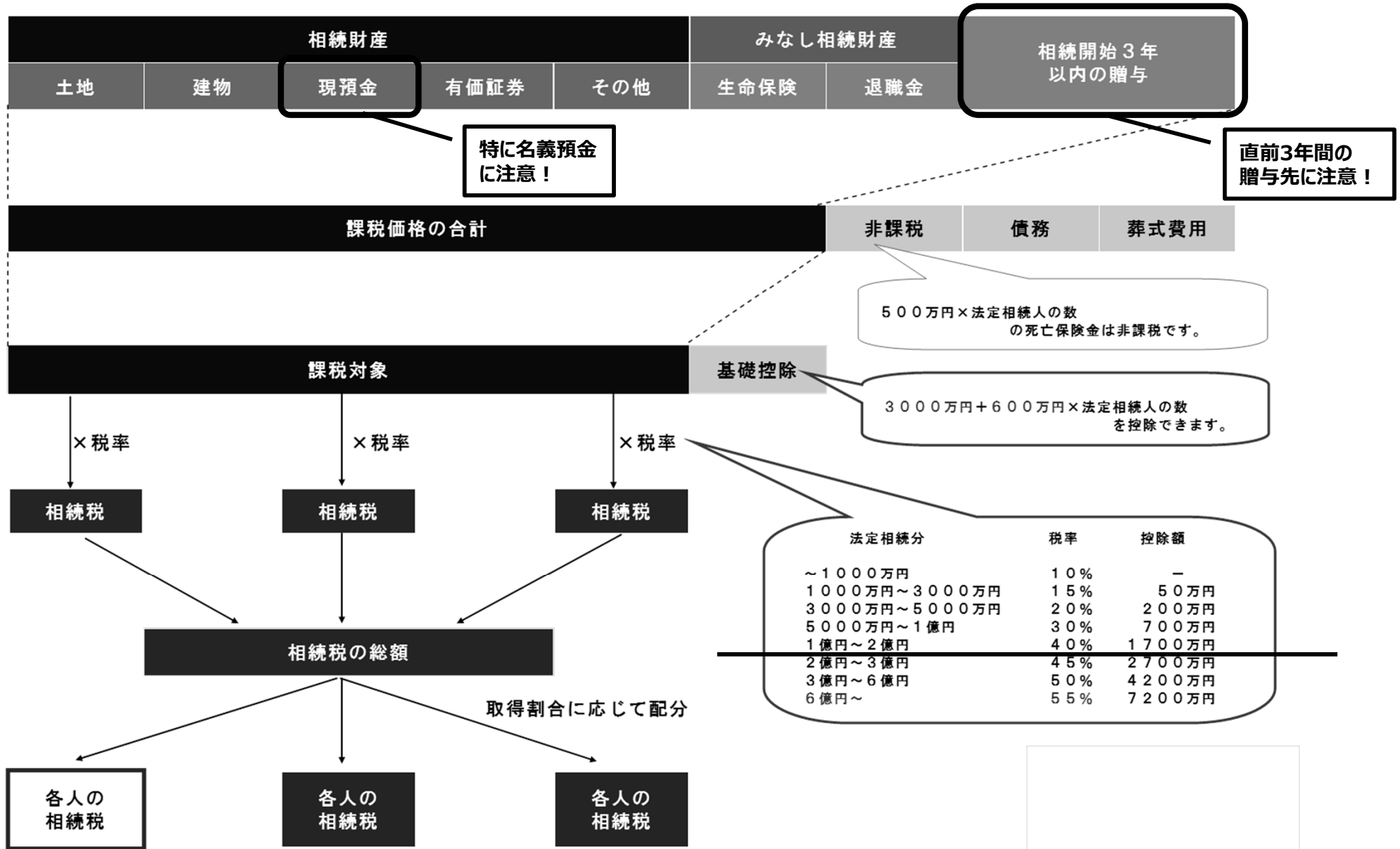
Farbe 税理士法人
ファルベ不動産

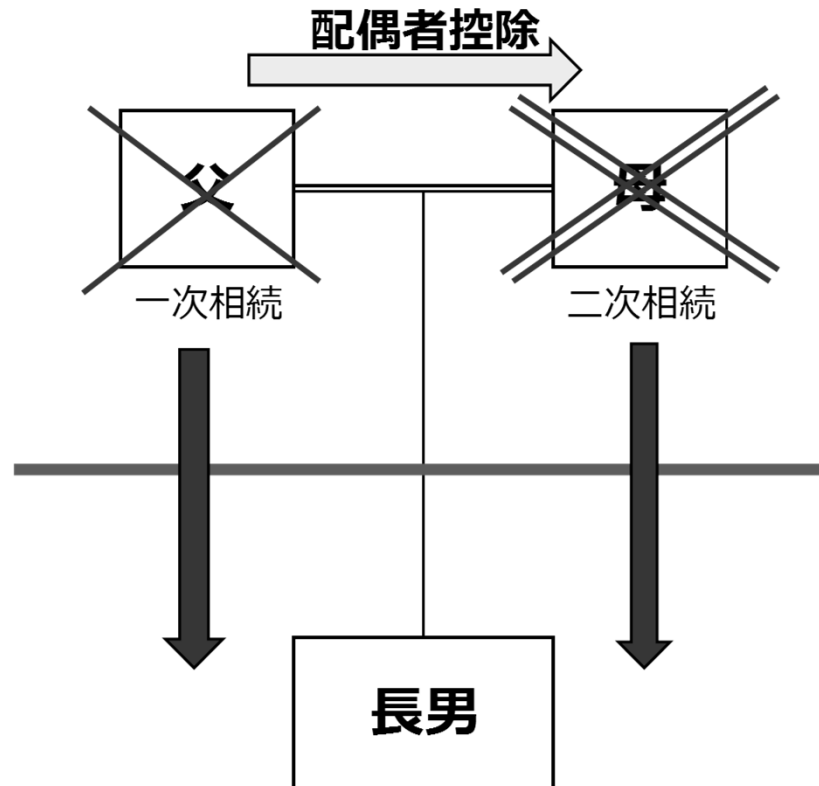
税理士法人ファルベ不動産 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

808-1900-1002-14

相続事件と相続税申告 その他税務の関係

相続税の仕組み（全体像：税制改正後）





■ 相続税における配偶者の税額軽減特例

以下のどちらか**高い**方の金額

1. 1億6,000万円
2. 配偶者の法定相続分
 - 1) 通常：1/2
 - 2) 子供なし&親存命：2/3
 - 3) 子供なし&親他界
&兄弟姉妹あり：3/4

→ 以下3要件あり

- ① 正式な配偶者
- ② **遺産分割の成立**
- ③ 相続税申告の実施

→ 通常の場合

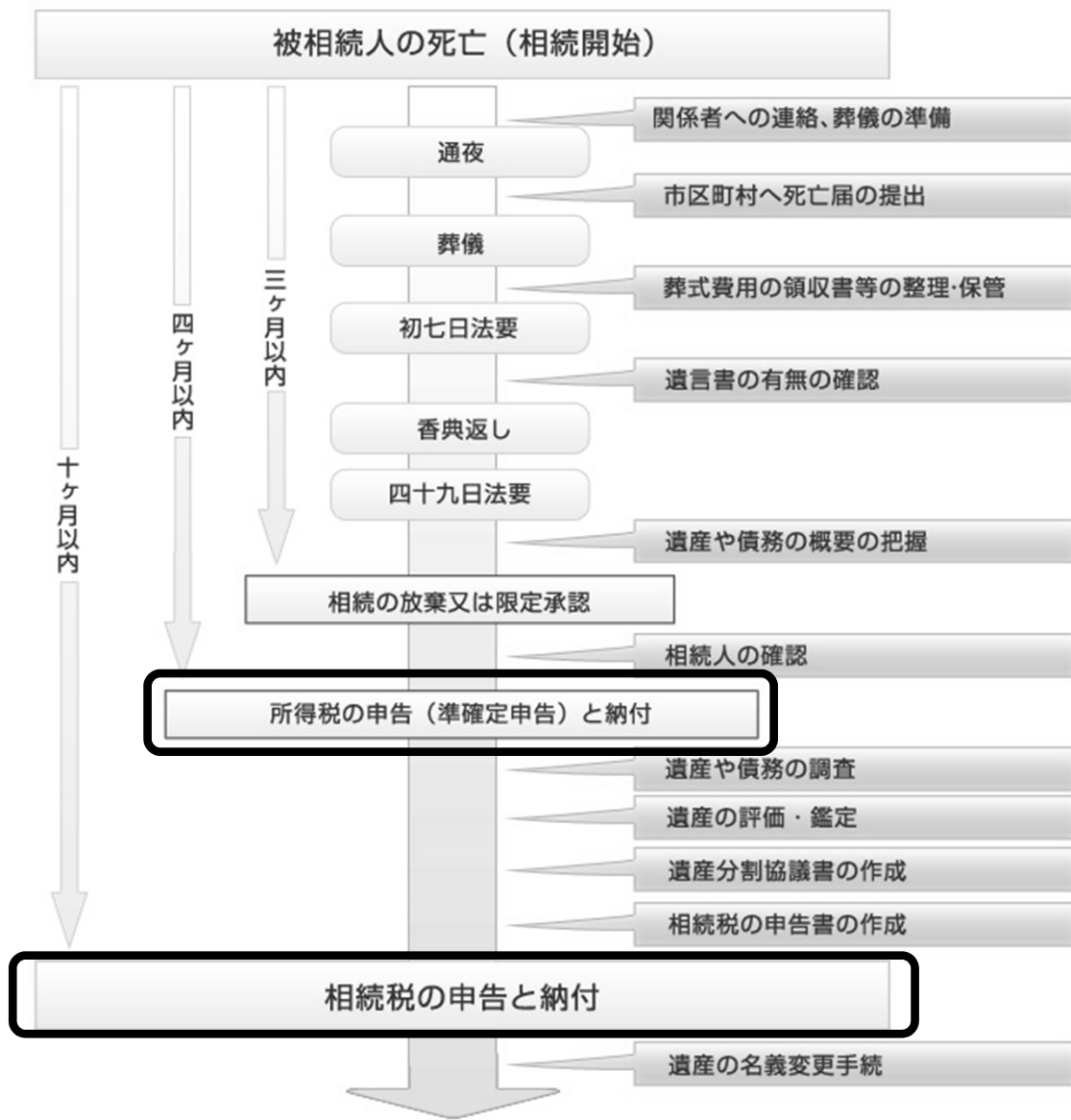
3.2億円以下の場合：1億6,000万円

3.2億円超 の場合：法定相続分(1/2)

→ 配偶者は1.6億円までは絶対無税

→ ただし、二次相続に注意！

相続税申告全体のスケジュール確認



Q.相続税務で知っておくべき期限は？

A. 4ヶ月以内 & 10ヶ月以内

Q.相続事件は10ヶ月以内には終結しないことが多いが、その場合申告はしなくても大丈夫？

A. 10ヶ月以内に遺産分割協議が整わない場合でも、法定相続分で申告納付する必要あり。

→ 弁護士業務における相続事件でまずは、10ヶ月以内の申告納付の事実を知ったうえで段取りを行う必要あり

Q. 収益物件を保有していた被相続人（父）につき、1月1日～相続発生日までの収入については被相続人が4ヶ月以内に確定申告（準確定申告という）をしますが、相続発生日後～の収入は誰が確定申告をするのでしょうか？

A. 平成17年9月8日最高裁判決において、以下の取扱いとなります。
家賃等の賃料債権は「遺産とは別個の財産」であり、「分割単独債権として確定的取得する」とされ、「後の遺産分割の影響を受けない」とされる。

仮に、相続発生日：平成29年4月4日、遺産分割協議成立日：平成29年11月4日とした場合、

- 1) 平成29年1月1日 ～平成29年4月4日 : 被相続人への帰属
- 2) 平成29年4月5日 ～平成29年11月4日 : 法定相続分での帰属
- 3) 平成29年11月5日～平成29年12月31日：不動産取得者への帰属

Q. 上記の例で平成29年3月15日に保有する土地を売却した場合の譲渡所得税（長期）はどんな計算？

A. 譲渡所得金額×15.315%（所得税のみ）
住民税（5%）は平成30年1月1日現在、存命の場合しか課税されない